

業務内容詳細

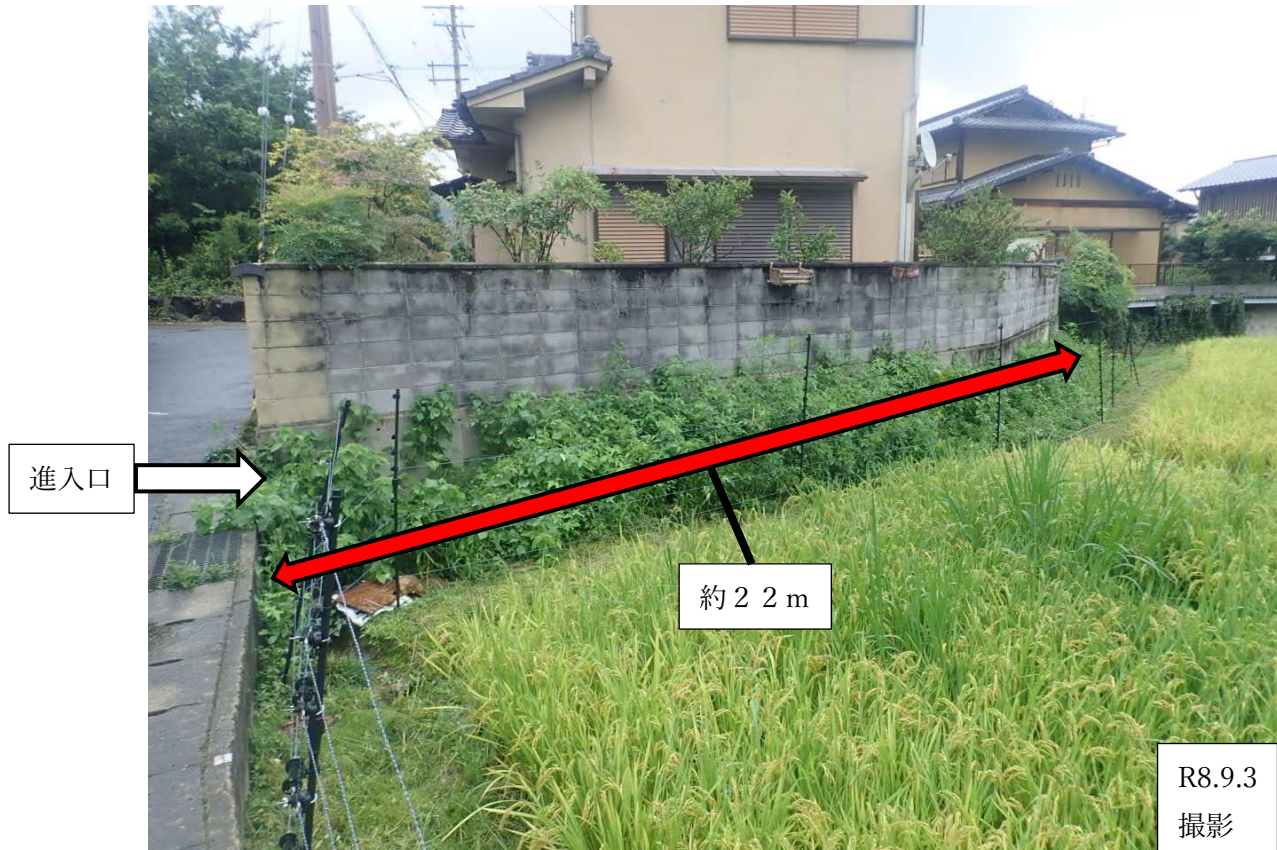
業務内容

- ①水路敷の草刈り
- ②木の伐採、抜根、処分について
- ③コンクリート舗装の上に繁茂している植物と土砂の処分

別紙 2

①水路敷きの草刈り

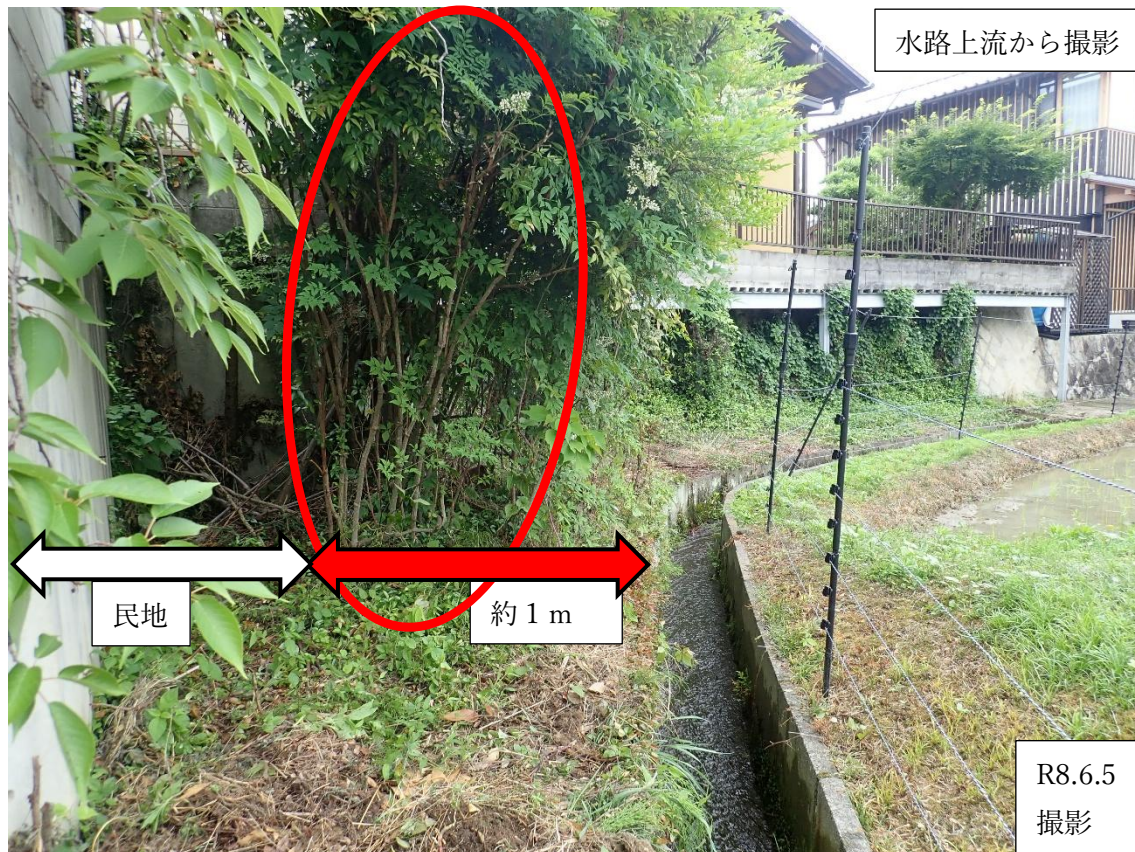
水路構造物の端から左岸側（東側）約 1 m 内の草刈り及び清掃を行う業務。



業務内容詳細

②木の伐採、抜根、処分について

水路構造物の端から左岸側（東側）約1 m内にある木（ナンテン）の伐採、抜根を行う。木、根、及び抜根に伴う土砂は適切に処分すること。また、抜根によって生じた穴については埋め戻し、土を均して平坦にすること。



※注意：水路構造物の端から左岸側（東側）約1 mよりもさらに東側の民地部分に植物が存在しますが、その植物については伐採、抜根しないでください。

業務内容詳細

③コンクリート舗装の上に繁茂している植物と土砂の処分

以下写真のあたりの水路敷から水路上流部にある業務①で対象とする木までの間はコンクリートが敷設されているが、その上に植物が繁茂しているため、コンクリートが見えるように植物と土砂を除去する。以下写真のとおり、水路構造物の端から左岸側（東側）約1.4mに官民境界の目地および境界杭があるので、それを目印とすること。



境界杭と目地（拡大）



官民境界の目地

官民境界の目地